

「経済社会研究」投稿規定

1. 会誌の名称

本誌は久留米大学経済社会研究会の機関研究雑誌であり、名称は和文名「経済社会研究」、英文名「KEIZAI SHAKAI KENKYU (The Journal of the Society for Studies on Economies and Societies)」とする。

2. 発行

「経済社会研究（以下、会誌という。）」の発行は6月、9月、12月、3月の年4回とする。

3. 投稿の原則

会誌に掲載される原稿は、未発表の原稿に限る。投稿資格は原則として久留米大学経済社会研究会会員（経済学部専任教員）および賛助会員とする。ただし、連名による投稿の場合は、筆頭著者が本会会員であればよい。原稿料の支払い、掲載料の徴収は行わない。

4. 著作権

会誌に掲載する原稿の採択および編集は、編集委員会において行う。掲載した原稿の著作権は、久留米大学経済社会研究会に属する。

5. 原稿の種類

会誌は幅広い分野において学術的発展に貢献する原稿を掲載する。その種類は、論文（研究成果の発表）、研究ノート（試論的報告）、資料（調査資料・史料などの提供）、翻訳、報告（経済社会研究所主催シンポジウムなど）、書評（新刊書の紹介）、その他（研究活動の紹介など）とする。

6. 翻訳の取り扱い

翻訳は、著者の所属する学会等において、慣例上認められるものに限定する。翻訳の投稿に当たっては、あらかじめ原著者及び必要に応じて関係者の承諾を得て、その旨を経済社会研究会に報告するものとする。また、翻訳の意義を会誌に記載するものとする。

7. 原稿の作成

- (1) 原稿の作成については、別に定める執筆要領に従うこと。
- (2) 投稿原稿の長さは、論文については日本語論文の場合は400字詰め原稿用紙換算で100枚以内、英語論文の場合は40,000語以内とする。研究ノート、資料、翻訳については日本語の場合は同50枚以内、英語の場合は20,000語以内とする。書評については日本語の場合は10枚以内、英文の

場合は2,000語以内とする。これには図・表・写真を含むものとする。

- (3) 論文および研究ノートについては、日本語の場合は400字程度、英語の場合は200語程度の要約を付すものとする。

8. 投稿の手続き

- (1) 原稿は、ワープロ・ソフトにてA4用紙に印刷したものを提出するものとする。併せて、ファイルをCDなどに保存し、投稿原稿に添付すること。
- (2) 原稿は校正時に修正を要しない状態の完成原稿を提出すること。
- (3) 英語原稿は英文校閲を行ったうえで、完全な英文にして提出すること。
- (4) 図はそのまま印刷可能なものとし、写真、図、表などは希望の挿入箇所を指定すること。
- (5) 原稿は送り状を添えて、研究会（窓口、庶務課経済社会研究会担当）に提出する。
- (6) 各号の原稿の締め切りは、以下の通りである。

各巻 第1号 4月下旬

各巻 第2号 7月中旬

各巻 第3号 10月上旬

各巻 第4号 1月上旬

9. 抜刷の作成

抜刷は、50部までを経済社会研究所負担で作成する。それを超える場合は、その分について著者負担とする。

10. 経済社会研究所HPでの公開

論文、研究ノートに関しては、タイトル、著者名とともに要約を掲載する。

11. 本規定の改廃

本規定の改廃は、経済社会研究会評議会の承認によって行う。

12. 附則

本規定は平成24年4月1日より適用する。